

かすみがうら市議会総務委員会会議録

令和元年5月22日 午後 1時29分 開 議

出 席 委 員

委員長	川 村 成 二
副委員長	宮 嶋 謙
委員	鈴 木 良 道
委員	来 栖 丈 治
委員	櫻 井 健 一

欠 席 委 員

な し

出 席 説 明 者

市長公室長	辻 和 徳
総務部長	小松塚 隆 雄
消 防 長	雨 貝 忠
参 事	木 村 俊 夫
政策経営課長	槌 田 浩 幸
地域未来投資推進課長	稲 生 政 次
総 務 課 長	坂 本 重 男
企 画 監	豊 崎 伴 之
警防課長補佐	島 田 繁

出 席 書 記 名

議 会 事 務 局 澤 田 幸 一

議 事 日 程

令和元年5月22日（水曜日）午後 1時29分 開 議

1. 開 会

2. 事 件

- (1) スマートインターチェンジ設置可能性等調査に関する報告について
- (2) 神立駅周辺における土地利用基礎調査に関する報告について
- (3) 千代田神立ラインとタクシー利用料金助成事業に係る今後のスケジュールについて
- (4) 企業立地可能性調査概要について
- (5) 消費税率の改定に伴う公共施設使用料の対応について
- (6) 風水害に係る避難発令基準等の見直しについて
- (7) 平成30年災害概況について
- (8) その他

3. 閉 会

開 議 午後 1時29分

○川村成二委員長

それでは、委員の皆様にはお忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。時間前ではございますが、全員そろっておりますので、始めたいと思います。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから総務委員会を開きます。

書記を指名します。議会事務局、澤田係長を指名いたします。

本日の日程は、タブレット端末に掲載いたしました会議次第のとおりであります。

なお、本日の事件に関する資料につきましては、お手元のタブレット端末でごらんになれますので、ご活用くださいますようお願い申し上げます。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、(1) スマートインターチェンジ設置可能性等調査に関する報告についてを議題といたします。

それでは、説明を求めます。

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

それでは、1番、昨年、平成30年度に実施いたしましたスマートインターチェンジ設置可能性等調査に関する報告につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず初めに、私のほうから、調査の概要につきまして簡単にご説明させていただきます。

調査に至るまでの経緯でございますけれども、こちらの調査につきましては、企業活動の活性化や物流の効率化、また6号国道の渋滞緩和、観光施設等へのアクセス向上などを図るために、平成29年度から国・県等の関係機関と協議をしてきたところでございまして、それを受けまして本調査を実施することとなったものでございます。

委託いたしました業者でございますが、株式会社オリエンタルコンサルタンツ、つくば市にある事業者でございます。委託費は756万円ということでございます。

それでは、調査の内容につきましては、政策経営課長よりご説明申し上げますので、ご協議の上、よろしくお願いを申し上げます。

○川村成二委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

それでは、今ありましたスマートインターチェンジの調査内容につきましてご説明させていただきます。

まず、このスマートインターチェンジの必要性の検討というところから入っております。スマートインターの整備に向けまして、地域概況や課題を考慮して、スマートインターの必要性について検討いたしました。

まず、住民生活における課題、さらには観光面における課題、工業面における課題、交通面における課題というものを検討しております。

まず、住民生活における課題といたしましては、市内に在住する就学者、通学者のうち 57.3%の方々が市外に通勤や通学しているということがございます。このことから、生活利便性の向上を高める必要があるというような課題があるというふうに認識してございます。

また、観光面におきましては、年間 14 万人の観光客が来訪しているという事実もございますので、観光地として、さらなる活性化に向けて利便性向上が必要になるというふうに認識してございます。

さらに、工業面におきましては、県におきましては、平成 25 年度から 4 年連続で工場立地面積が全国第 1 位となっております。本市におきましても、東京方面へのアクセス性も高いという点から、ポテンシャルが高いというふうなことを考えてございまして、工業団地のさらなるブランド力の向上が必要ではないかというふうに認識してございます。

また、交通面における課題といたしましては、ご承知のとおり渋滞が激しい国号 6 号、その渋滞緩和を図るためアクセス性の向上が必要であるというふうに考えてございます。

続きまして、スマートインターチェンジの設置候補地を選定をしております。こちらにつきましては、高速道路の状況のほか、接続道路、周辺市街地の状況、工業団地の立地状況などを整理しますと、また、スマートインターチェンジの整備効果や規模、導入空間の確保、経済性等々、さらには地域の状況は、アクセス道路の現状などを踏まえますと、スマートインターチェンジの設置候補地を千代田パーキングエリアに選定をしたところでございます。

その理由といたしましては、今、挙げましたことのほかに、既存インターチェンジからの離隔、離れる距離というものも必要だということでございました。土浦北インターからの下りでございますけれども、千代田パーキングエリアには 3.8 k m 離れているということでございます。また、上り線の千代田石岡インターチェンジからは 4 k m 離れているということで、ちょうどほぼ中央に位置しているということでもあります。また、既存のインターチェンジから 2 k m 以上離れているということが条件になってくるというふうに聞いてございまして、そちらの条件もクリアしているという内容でございます。

さらには、国道とのアクセス性というものも重要であることによりまして、こちらにつきましては、県道 64 号土浦笠間線、さらには戸崎上稲吉線を介したアクセスが可能であるということで、この国道までの距離といたしましては、土浦笠間線経由で 3.4 k m、戸崎上稲吉線を経由しますと 2.5 k m という位置にあるということでございます。

また、設置をするスマートインターチェンジの形式でございしますが、パーキングエリアの接続型と

いうことございます。

そういった理由から、パーキングエリアにスマートインターチェンジを設置候補地として選定してございます。

次に、スマートインターチェンジの設置により期待される整備効果でございますけれども、先ほどの課題を解決するような内容になってございます。

まず、地域住民の常磐自動車道へのアクセス性が向上するという点。結果といたしまして、通勤、通学者の利便性に寄与すると。さらには、観光振興への寄与ということで、東京方面から千代田パーキングエリア周辺の果樹園が多くございますけれども、そちらへの所要時間が最大で10分間短縮されるということでございます。また、物流の効果といたしまして、西山工業団地からつくばジャンクションまでの所要時間が最大で13分短縮されるということでございます。さらには、国道6号の渋滞緩和にも寄与するという点でございます。

続きまして、概略の検討をいたしてございます。

千代田パーキングエリアの県道64号、北側にスマートインターチェンジを設置しまして、概略レイアウトとして最適案といたしまして、関係機関と検討を進めてございます。

こちらちょっと小さいんですけども、平面図でございます。上り線、パーキングエリアの右側、北側でございます。下り線につきましても、北側に設置をするというような内容でございます。

上り線については、パーキングエリアの入り口付近、下り線については出口付近にスマートインターチェンジを設置するようなイメージの平面図でございます。

E T Cの車線幅員でございますけれども、セミトレーラーの連結車が通行できる幅というふうなことを考えてございますので、車線幅員としては3.5メートルを予定してございます。

最大通行可能車種といたしまして、ただいま申し上げましたとおり、セミトレーラーの連結車ということで、車長は16.5メートル、高さが3.8、車幅が2.5メートルという内容でございます。セミトレーラーといいましても、一般的に呼んでいるトレーラーのものでございます。最大の長さとしたしましては、通常は16.5メートル程度の車両が多いということでございますが、最大18メートルの車両があるということでございまして、写真はきょうは持ってないんですけども、こういった一般的なトレーラーを予定している内容でございます。

これと相反しましてフルトレーラーと言われるものがございまして、トレーラーの後ろにもう一つつけるのがフルトレーラーということで、こちらは通常のインターチェンジから入るということで、こちらまでは今ちょっと計画上はしていないということで、通常のいわゆるこちらのトラクタと言われる部分に牽引するいわゆるトレーラーと言われているもの、この一番最大値のものも通れるようなイメージで考えているところでございます。

以上がインターチェンジにつきましての内容でございます。

失礼しました。それと、さらにインターチェンジの運用時間でございますが、24時間を考えてございます。対象車種については、ただいま申し上げましたE T C車載器を搭載した全車種でございまして、利用形態といたしましては、フルインター形式という考えでございます。

フルインター形式と申し上げますのは、上り線、下り線とも高速道路へおられる、出られる、下りもおられる、出られるということで、4方向入る出るということでございます。通常いわゆる一般のインターチェンジのものでございます。スマートインターチェンジで申し上げますと、石岡小美玉スマートインターチェンジ、友部サービスエリアなどで見られるものでございます。また、3方向でしか今のところ利用できていないところが水戸北インターチェンジでございまして、上りのおる

側が利用できない状況でございます。こちらにつきましては、ことしの9月に4方向フルインター形式になるというふうなことでございます。当市が設置する予定といたしまして、フルインター形式でございます。

次のページからがアンケートの調査結果でございます。こちらにつきましては、スマートインターチェンジの整備に関しまして、効果、必要な情報を収集するためのアンケートでございます。本年の1月7日から2月1日ということで、対象といたしましては187カ所からアンケートをお願いしまして、回収率は56.1%、105カ所からの回答を得ているところでございます。

アンケートの内容を申し上げますと、高速道路を利用するかどうかを確認しましたところ、72%のところを利用するという状況でございます。また、利用するインターチェンジにつきましては、千代田石岡インター、土浦北インターが多いという内容でございます。

続きまして、転換交通の把握ということで、スマートインターチェンジを設置した場合に利用するかどうかを確認しましたところ、「必ず利用する」「ときどき利用する」両方で66%、全体3分の2程度の回答がございました。

さらに、今後の予定でございますが、現状を申しますと、国土交通省とNEXCO等と交渉を重ねていかなければならない状況がございます。当市単独での設置をするということは、なかなか困難でございますので、関係機関との協議を進めていくような内容でございます。

それに向けまして、令和元年度、ことしでございますが、スマートインターチェンジの設置検討業務委託を実施する予定でございます。さらに、スマートインターチェンジ関連土地利用基本構想を策定してまいりたいと考えてございます。次年度、令和2年、3年度におきまして、スマートインターチェンジ設置関連調査を実施いたしまして、実施計画案を作成していきたいと考えてございます。順調に進みますと、令和4年度に準備段階調査ということで、国が必要性が確認できる箇所について国が実施をする調査でございます。こちらの段階に入りますと、ほぼスマートインターチェンジを設置可能ということになってございます。令和5年以降に新規事業化をされまして、令和8年の開通を目指してまいりたいと考えているところでございます。

スマートインターチェンジにつきましては、現在、県内に4カ所あるということでございまして、今、準備中あるいは準備段階に入っているのは2カ所でございます。それを後を追うような形になりますが、7カ所目を目指して進めてまいりたいと考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

説明につきましては以上でございます。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

来栖委員。

○来栖丈治委員

平成29年から県・国と相談しながら進めてきたということなんですけれども、このスマートインターを進めるに当たって、設置事例、何かモデルがあって準備がされているのかどうなのか。その辺のところ、いわゆる設置した事例があって、こういう段階の調査が必要だというような流れできているのか。先ほど国交省とNEXCOとの協議が必要だというようなこともおっしゃっていましたが、いわゆるJRのように既得権というか、この調査に当たっているいろいろな既得権とかそういう形もあるのかどうなのか、その辺も含めて確認したいと思います。

○川村成二委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

事例といたしましては、つくばみらいで現在、準備段階調査に入っているということでございます。当市の一番、9ページの予定で申し上げますと、令和4年度を目指しております準備段階調査、国がもう必要であるということで、こちらで国のほうで調査しているような段階に今つくばみらいに入っているというようなことでございますので、そちらの状況なども確認しながら進めているところでございます。

また、もう一つ、つくばのインターチェンジ、これは圏央道の道路でございますけれども、こちらでも事例がございますので、そちらを参考にしながら確認をしているところでございます。

○川村成二委員長

そのほか。

来栖委員。

○来栖丈治委員

実際、この今回の調査のいわゆる成果品見てみると、何か職員さんでも調査が可能な部分と、加えてアンケート調査は、アンケート調査だけを委託するような形でも可能なような感じが見えたものですから、いわゆるそういう段階でのこういうところ、委託業務で調査をしなければならないとか、何かそういう決まり事のようなものがあるのかどうなのか、その辺、ちょっと教えていただきたいと思いますが。

○川村成二委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

決まり事ということは、国から示されているものはございませんけれども、毎年毎年、相談会というものがございまして、国土交通省の北関東整備局、さいたま市にございますけれども、そちらに今年度の成果として持っていくもの、このような調査をいたしましたということで持っていきまして、国との調整を図っていくような形でございます。

先ほど申し上げましたようなところの確認をいたしましたところ、調査を業務委託をして、その成果品を調査結果として国のほうへ報告をして、さらに協議を進めていくというようなことが必要だろうというふうに聞いておりまして、それで進めているようなところでございます。

○川村成二委員長

来栖委員。

○来栖丈治委員

一番最後のところで、9ページで今後のスケジュールというようなことで、準備段階調査までの段階調査が必要になってくるんだと思うんですけども、概略どの程度いわゆるお金がかかるものなのか、概略ではじいてると思うんですが、教えていただきたいと思います。

○川村成二委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

現在、令和元年度でございます。スマートインターチェンジ、一番上でございますが、当初予算でご決議いただきました861万3000円という金額が予算額としてございます。

さらには、スマートインターチェンジの関連の土地利用基本構想、こちらも業務委託になるんですが、こちらはこれから補正予算として計上させていただくような内容でございます。額的にはおよそ500万から600万円程度で予算を提出させていただいて、提案をさせていただくような内容でございます。

今後の設置関連の調査につきましては、一般的に言われているもので600万円から900万円ほど、年間ですね、かかっていくものというふうに聞いております。そういったものを今回の補正、さらには2年、3年度に向けまして、そのような形で業務委託を進めていきたいというふうに考えてございます。

4年度以降の準備段階調査に、そのときにおきましても、うちのほうでも調査をしていかなければならない、実施計画等も進めていかなければならないというふうに考えてございまして、そちらにつきましても、やはり同額、600万円から900万円ぐらいかかるのではないかとというふうに、ざっくりとした金額では計算しているところでございます。

○川村成二委員長

鈴木委員。

○鈴木良道委員

今、いろいろお話聞きましたが、調査が必要だというようなお話だったんですが、これは決定なんですか。外れるなんてことはないんですか。国交省のほうから、途中で。これはやっぱりうまくないというようなことで。

○川村成二委員長

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

お答えいたします。

基本的には、まだ今の段階では設置が決定という段階には至ってございません。実際には、令和4年度の準備段階調査、こちらに入った時点ではほぼ内容が決定されていくものというふうに考えてございます。

○川村成二委員長

鈴木委員。

○鈴木良道委員

いや、予算をどんどんと使うのはいいですよ。だけれども、途中で国交省のほうから、あれはちょっとまずくないかな、あそこはまずいとか、そういうことはないんですか。

○川村成二委員長

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

その都度、昨年度から協議をさせていただきまして、いろいろな形でご助言をいただいて、それによりまして現在進めているところでございますので、今後とも勉強会というか、協議のほうは相談に伺わせていただいて、設置に向けて確実に設置ができるような方向で向かっていけるように、指導を受けながらやっていきたいというふうに考えてございます。

○川村成二委員長

鈴木委員。

○鈴木良道委員

そういう保証とかなんとかはないんですよ。

○川村成二委員長

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

現在の時点で確実に設置できるというような保証はございません。

○川村成二委員長

鈴木委員。

○鈴木良道委員

そうですね。予定を立ててやっているんだものね。

○川村成二委員長

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

コストの件で、今、年間 600 から 900 ぐらいは見込んでいるというお話ありましたけれども、インターチェンジそのものの設置のイニシャルのコスト、それからランニングのコストについて、聞くところによるとランニングの部分では、自治体の負担も発生する可能性があるというようなことも聞いたことがあるんですけども、その辺の見通しというか数字的な試算といたしますか、その辺がいつの段階で出てくるのか。それから、そういう試算が出て市としての判断もあると思うので、その辺をいつやられるのかということをお話していただきたいんですけども。

○川村成二委員長

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

お答えいたします。

実際の工事費でございますけれども、スマートインターチェンジのゲートまではNEXCO東日本のほうで行う工事となります。それより手前と申しますか、進入路の部分、こちらにつきましては市のほうで工事を行っていくというようなことになってくると思います。現在のところ進入路につきましては、まだ決定がされてございませんので、これから協議をしまして、なるべくコストのかからないような形で、なおかつ利便性を損なわないようなことも含めまして、決定をしていきたいというふうに考えてございます。

具体的には、令和3年から4年にかけて実施設計書（案）の作成というのはあるかと思っておりますけれども、ほぼその部分での実施設計の中には、その形が当然決められて掲載される形になりますので、その時点での概算というのとは出てくるかと思っております。

以上でございます。

○川村成二委員長

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

その中に、そのランニングの費用負担等についても、その段階でわかっていくということですか。

○川村成二委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

現在、私のところで聞いているのは、進入路に対するランニングコストと申しますか、そちらの部分は聞いておりますけれども、スマートインターチェンジ自体を設置するのは、やり方によって、第3セクターで昔やったというのがあったようなんですが、その場合は当然ランニングコストが発生したような例もあったように聞いてございます。でも、現在はNEXCOのほうで全てインターチェンジを設置するというところでございますので、そちらに対するランニングコストはかからないというふうに認識しているところでございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

来栖委員。

○来栖丈治委員

まだ、先ほど鈴木委員がおっしゃったことなんですが、私が調べたところによると、いわゆるインターチェンジからインターチェンジの間、4kmの間隔がないとスマートインターができないというふうに私は何かで読んだか見たことがあるんですが、今回の調査で4kmと3.8kmというふうになっていますけれども、その部分、その4kmいわゆる区間必要だというのはクリアされていて、そういうものがいわゆる全国には事例があったりして、そこはクリアされて進めているという理解でよろしいでしょうか。

○川村成二委員長

いや、さっき2kmという説明があったんですよ。それをクリアしているということで話は出ていますから。

○来栖丈治委員

ああ、そうですか。

○川村成二委員長

その最初の話と整合性がとれなくなってしまうので、ちょっと話を整理してください。一端ここで、暫時休憩とします。

休 憩 午後 1時57分

再 開 午後 1時58分

○川村成二委員長

再開いたします。

来栖委員。

○来栖丈治委員

私の認識が正しいのか間違っているのかわからないですけれども、先ほど来、片側2km、いわゆる2km間の距離がインターからとれているから進めたという説明があったということだと思わすけれども、私が読んだものでは、何かインターからインターの範囲、新しい設置する場所が4kmというふうに認識しちゃっていたものですから、そのところを改めて確認したいと思います。教えてください。

○川村成二委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（樋田浩幸君）

私どもで業務委託をした結果といたしましては、その条件はクリアされているというふうに確認してございます。条件といたしましては、既存のインターから上り下り、既存インターを中心に両側2 kmということでございますので、4 kmという区間はインターを中心にしますと、2 km、2 kmで4 kmになるかもしれませんが、本市が設置しようとしているスマートインターチェンジにつきましては、北側のインターチェンジから上り線は4 km離れてございまして、2 km以上の離隔が必要だという条件はクリアしてございます。また、南側からの下りにつきましても3.8 kmでございますので、2 km以上離れているという離隔条件もクリアしているというような状況で、設置可能であるというふうに現段階では確認がとれているところでございます。

○来栖丈治委員

わかりました。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

<委員長交代>

○宮嶋 謙副委員長

では、委員長かわります。

川村委員。

○川村成二委員

設置の可能性については、現状のインターチェンジからの位置関係で設置可能性はあるということですが、今後の設置に向けて一番大きな課題と捉えているもの、クリアしなければいけないもの、そういったものは何か整理はされていますか。

○宮嶋 謙副委員長

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

スマートインターチェンジの設置の要件といたしまして、スマートインターチェンジができればいいというような観点ですと、なかなか設置が難しいと言われております。一般的にスマートインターチェンジができると言われているのが、例えば工業団地を造成してそこへ流すという、もしくは大型の商業施設が立地されることに伴います設置というように、そのインターチェンジ、スマートインターチェンジが直接その利用の効果が出てくるというような計画が必要というようなことで言われております。

ですので、先ほどの9ページ、今後の予定にもございましたように、これから策定をいたします土地利用に関する基本構想の素案をこれからつくっていくわけですが、その中には、当然、そのスマートインターチェンジ周辺の土地の利活用の今後の計画等も盛り込んでいかなければ実現性は乏しいと今現在見ておりますので、その計画策定の中で土地利用につきまして、さまざまな可能性を探りながら盛り込んでまいりたいというふうに考えてございます。

○宮嶋 謙副委員長

川村委員。

○川村成二委員

やはり、設置した後の効果がどれだけ発生するかというのが大きなポイントになろうとは思いますが、この資料の中にある整備効果というもので具体的に書かれているのが、通勤時間、通行時間の短縮は

時間的なものでは把握されてはいますけれども、工業団地だとか、あるいは市の財政面での効果だとか、そういったものをより細かく積み上げていく必要があると思いますので、その辺について十分な検討を進めていっていただきたいと思います。

○宮嶋 謙副委員長

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

ただいまご提案をいただきましたように、このスマートインターチェンジが設置することに伴いまして、市のまちづくりの中でも、さまざまな有効的な人口減少に歯どめをかけられるような、このような施設等の土地利用も考慮しながら進めてまいりたいというふうにご考えてございますので、今後ともご支援のほどよろしくごお願い申し上げます。

○宮嶋 謙副委員長

では、委員長を交代します。

<委員長交代>

○川村成二委員長

委員長職に戻ります。

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○川村成二委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

次に、(2) 神立駅周辺における土地利用基礎調査に関する報告についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

それでは、こちらも平成 30 年度に実施をいたしました神立駅周辺におけます土地利用基礎調査に関する報告につきましてご説明させていただきます。

まず初めに、私から調査の概要ということで、この調査に至るまでの経緯をご説明させていただきたいと思います。

これまで安全で快適に暮らせるまちづくりを目指しまして、住宅や都市機能などの集中する J R 神立駅周辺の防災機能の向上と行政施設等の整備検討を進めるため、今回の調査の実施に至ったものでございます。

調査の実施事業者でございますけれども、こちらランドブレイン株式会社ということで、東京の業者でございます。

委託費用といたしまして、68 万 400 円という金額となっているものでございます。

それでは、調査の内容につきましては、政策経営課長よりご説明申し上げますので、ご協議のほどよろしくごお願いを申し上げます。

以上でございます。

○川村成二委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

それでは、ご説明させていただきます。

まず、こちらの調査の範囲でございますけれども、2ページに入ります。JR神立駅からおおむね2km圏の市街化区域を対象といたしましてでございます。

続きまして、関連計画等の整理でございますが、本市の公共施設マネジメント計画の基本計画にも総量縮減化と機能複合化ということが入っております。今後の施設の総量を縮減し、また機能の複合化を推進していくというような内容でございます。

まちづくりとの連携といたしましても、機能的なまちづくり、機能複合化の推進というような形でのまちづくりの方針が示されているところでございます。

また、隣の土浦市のほうの立地適正化計画を確認いたしますと、こちらのほうにおきまして、神立駅周辺地区、五中地区の位置づけということで、都市機能誘導区域及び居住誘導区域とされているところでございます。

また、その神立駅の都市機能誘導区域の誘導施設といたしましては、支所でありますとか地域包括支援センター、児童館、子育て施設等々が誘導施設として挙げられてございまして、こちらの区域に位置づけされていない誘導施設といたしましては、図書館でありますとか博物館等々があるというようなことの内容でございます。

また、土浦市都市計画マスタープランにおきましても、神立駅の橋上駅舎や東西自由通路の設置、西口の土地区画整理事業などの推進、また駅前広場、道路など都市機能の整備を進めるというようなことで、土浦市の北の中心的地域拠点の形成を目指すということで示されているところでございます。

以上が土浦市等の計画でございまして、当市の調査結果といたしまして、3の基礎情報の整理をさせていただきますと、まず、1の人口動態でございますけれども、JR神立駅周辺の人口につきましては、稲吉1丁目、稲吉東3丁目、稲吉東4丁目付近に集積をしているようなものでございます。

また、土地利用の状況につきましても、JR神立駅周辺の幹線道路沿線においては、商業用地、併用住宅用地が分布してございます。その周辺につきましては住宅用地にもなって、公共用地などのまとまった土地が点在しているような状況でございます。

次の3の土地利用の規制でございますが、神立駅は近隣商業地域に指定されておきまして、その周辺と幹線道路沿線は第一種住居地域に指定されてございます。稲吉3丁目から5丁目、稲吉南1丁目から3丁目、下稲吉は第一種低層住居専用地域に指定されているというような内容でございます。

続きまして、4番、面的な整備の状況でございますが、JR神立駅前において土地区画整理事業を実施しており、JR神立駅から2km圏周辺において、住宅地や商業地としての開発が見られるというような状況であります。

また、こちらの業務の調査の内容でございますが、それ以外に生活利便施設の立地状況、さらには避難施設の状況、都市公園の状況、歩道の整備の状況、バス路線、JR神立駅利用者の状況等々を調査しているところとなっております。

今後の予定でございますが、この基礎調査を受けまして、令和元年度、中心市街地土地利用基本構想を策定してまいりたいと考えているところでございます。

この策定、基本構想を受けまして基本設計、さらには2年度、来年度でございますが実施設計、令和3年度に施設の整備を進めていくというような内容で予定しているところでございます。

最後のページになりますが、調査対象の範囲と、そちらの土地利用の状況を示している地図がA3版で載っております。

説明につきましては以上でございます。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等はございませんか。

ございませんか。

○宮嶋 謙副委員長

では、委員長をかかります。

川村委員。

○川村成二委員長

神立駅周辺におけるこの土地利用基礎調査ですけれども、これをやるに至った背景としては、やはり神立停車場線の整備が実現したというのが非常に大きな要素だと思うんですが、逆にいいますと、神立停車場線の事業が決定して一部開通しているのに、今ごろこういう調査をするというのは、手順としては遅いのではないのかなという気がするんですよね。停車場線の道路整備をする段階でやはりこういう調査を含めて総合的な開発行為をしたほうが、より効果的な取り組みができるという気がしているんですけれども、なぜこれが今ごろこういう形で調査が行われたのか、その背景をお聞かせください。

○宮嶋 謙副委員長

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

ただいまご質問にもございましたように、神立停車場線が今回の調査に大きく影響しているところでもございます。ご質問のように、一部かすみがうら市地域内におきましては、神立停車場線は開通しているような状況でもございます。

ですので、今ということなんですけれども、開通にあわせて、今度、土浦の神立駅前まで神立停車場線が開通する運びとなりますので、そちらのことも考慮いたしまして、早急に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○宮嶋 謙副委員長

川村委員。

○川村成二委員長

あと一つは、今回の資料に隣接する土浦市の計画が載っているのですが、土浦市の動向も踏まえた対応をすべきだと思うんですね。その中で、土浦市の動きにおくれているような部分があった場合には、追いつくのは非常に大変なことだと思うんですね。例えば、土浦市のこの都市計画マスタープランを見ると、神立周辺、駅ではバリアフリー化を進めとあるんですけれども、駅周辺はそういう形で今進められているわけなんですけれども、市全体としては、土浦市はもうこのバリアフリー構想というのは公になっていますよね。それからすると、やはりかすみがうら市は、土浦市の動向も見ながら市街地の神立駅を中心とした整備を積極的に検討していく必要があると思うんですね。

そういうことで、この取り組みについては、よりスピーディーに取り組んでいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○川村成二委員長

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

ただいまご質問のとおり、この計画を進める上では、土浦市との連携というものはなくてはならないものと認識はしております。ただ、やはり今現在、具体的に土浦市と協議には入ってはございませんけれども、今年度の早々に土浦市との協議も入らせていただきまして、ともに有効な計画となりますように早期に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○宮嶋 謙副委員長

川村委員。

○川村成二委員長

ちょっと意味が伝わらなかったの。土浦市との連携ではなくて、土浦市の動きを見ていたのでは遅いですよということですよ。神立停車場線の大部分が、要はその路線部分をかすみがうら市が有しているの、積極的にかすみがうら市が動いて、それに対して土浦市が追従するような形でやっていただきたいということです。特にかすみがうら市においては、神立駅周辺の取り組みというのは全く手つかずにいるんですよ。前から私も都市公園の話をしてはいますけれども、そういった面も含めて、全体的にやはり市街地の整備というのがおこなわれているので、そういう意味で積極的に土浦市を動かすぐらいの取り組みをしてほしいという、これは要望ですけども、そういう考えで取り組んでいただきたい。いかがでしょうか。

○宮嶋 謙副委員長

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

ただいまご提言のとおり、努力してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○宮嶋 謙副委員長

では、委員長を終わります。

○川村成二委員長

委員長職に戻ります。

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

ちょっと関連してなんです、神立駅の生活圏という捉え方をすると、土浦市民、かすみがうら市民、相互がお互いに利用し合うような施設がよりいいように思うんですね。そういう意味で、両市の公共施設の総合利用協定も見据えて、新しい施設を整備する場合は、土浦市との連携を強化して、お互いが神立駅を中心とした町全体が住みよくなるような取り組みをタッグを組んでやっていくべきだと思うんですが、その辺を積極的に進めていただけないでしょうか。

○川村成二委員長

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

ご質問のように、ここ神立駅の周辺2kmという範囲ですと、十分に土浦市と施設等の共用できる位置にあるかと思えます。

先ほどの3ページにもございましたが、土浦市の立地適正化計画の中で位置づけられていない誘導施設の一つに図書館というのがございます。ですので、その図書機能を有する施設等も十分に検討しながら、将来的にはそこも共用できるようなものも考慮しながら進めてまいりたいというふうには考

えてございます。

以上でございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

櫻井委員。

○櫻井健一委員

位置づけられていない誘導施設の中で、ほかにも博物館、ギャラリー、文化ホールなどありますが、図書館という今提案が出ましたけれども、近隣住民の声を聞いて、どれが本当に欲しいのかという意見を上げて何か設置していただきたい。今までのようにエスカレーターがつかないみたいなことがないように、本当に欲しいものを聞いてつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○川村成二委員長

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

今、ご質問、ご提言がございましたように、地域、これまでですと公共施設、やはりよくお聞きしますのは、図書館が市街化区域のほうにないというようなお話やなんか伺っておりますけれども、それがただいまいただいたご意見、博物館だったりギャラリーだったり、文化ホールだったり、それ以外の施設等もあろうかと思えます。その辺のところを十分にご意見はお伺いしながら進めてまいりたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、質問等もないようですので、本件を終結いたします。

○川村成二委員長

次に、(3)千代田神立ラインとタクシー利用料金助成事業に係る今後のスケジュールについてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

それでは、今年度10月から導入を予定してございます千代田神立ライン、路線バスですね、千代田神立ラインとタクシー利用の料金助成事業に関しまして、今後のスケジュール等につきましてご説明をさせていただきますと思います。

それでは、詳細につきましては政策経営課長よりご説明申し上げますので、ご協議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○川村成二委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

それでは、説明をさせていただきます。

まず、千代田神立ラインでございます。

こちらにつきまして、導入に至るまでの経緯といたしまして、平成 27 年度に市地域公共交通会議におきまして、市民の日常の移動状況などを把握するためのアンケートを実施してございます。そのアンケート結果から、買い物を目的とする移動については、市内中心市街地というところが最も多く、また通院を目的とする移動につきましては、土浦協同病院、神立病院への移動ニーズが高いことがわかってございます。この調査結果を受けまして、平成 29 年度から中心市街地の循環と J R 神立駅、さらには土浦協同病院間の運行を含めた新たなバス路線の導入を検討いたしまして、平成 30 年 2 月に開催いたしました平成 29 年第 4 回市地域公共交通会議において導入の方針が決定されたものでございます。その決定に基づきまして、千代田神立ラインを供用開始に向けて進めているものでございます。

運行目的といたしまして、J R 神立駅を拠点として、神立病院、千代田ショッピングモール周辺の市街地の循環、並びに J R 神立駅と土浦協同病院を結ぶ新たな路線、千代田神立ラインを本年 10 月から土浦市とともに運行して、バスネットワークの強化を図り、持続可能な交通体系の実現に寄与することを目的といたしまして運行するものでございます。

次のページでございますけれども、運行形態といたしましては、定時定路線型でございますけれども、運行方式につきましては、1 日 7 往復の 14 便を予定してございます。運行時間につきましては、始発を 6 時台後半、終発、終わりの時間の出発時間が 18 時台を予定してございますので、最終的には 19 時台の終了というような形でございます。運賃につきましては、公共交通会議で調整を、協議の調った運賃ということで、今後決定していくところでございます。

運行事業者につきましては、関鉄グリーンバス株式会社を予定してございます。

今後の予定でございますが、6 月下旬に運行計画、運賃の承認、さらには運行時刻の決定をしてみたいと考えてございます。それに基づきまして協定の締結を進めてまいります。

8 月上旬、事業計画の承認申請を届け出を出していく予定でございます。また、協議運賃の届け出も出させていただく予定でございます。

8 月下旬に、運賃、運行時刻などを市議会報告をさせていただきたいと考えているところでございます。

また、事業計画の承認を市のホームページなどを通じて広く市民に周知を図りたいと考えてございます。その周知を図った後に、10 月 1 日から運行を開始する予定でございます。

6 のその他でございますが、通常の実業計画の承認申請でございますけれども、許可まではおおむね 2 カ月程度かかるところでございますが、本市には地域公共交通会議を設置してございますので、そちらの会議を経て調整の調った新規バス路線につきましては、おおむね 1 カ月程度で許可がおりるものというふうに言われてございます。それに基づいて、当市におきましても、申請、許可をお願いするものでございます。

また、ポスター等の掲示でございますけれども、こちらにつきまして、積極的に市民の方に新規路線バスの周知、さらには企業、商店等に協力を求めて周知を図ってみたいと考えているところでございます。

続きまして、2 のタクシー利用料金助成事業（案）につきましてご説明をさせていただきます。

こちらのまず導入に至るまでの経緯でございますが、市公共交通会議におきまして、平成 29 年度から、新たな公共交通利用支援策といたしまして、地域のタクシー事業者との連携によるタクシー利用助成の導入を検討してまいりました。平成 30 年 2 月に開催いたしました平成 29 年度の第 4 回地域公共交通会議において、こちらにつきましても導入の方針が決定されたものでございます。

こちらの事業の目的でございますが、60 歳以上の市民で運転免許証の交付を受けていない方に対し

まして、タクシー料金の一部を助成するタクシー利用助成券、相乗り券を含みますけれども、それを交付しまして、経済的な負担の軽減と地域公共交通のより一層の充実に資することを目的として実施するものでございます。

こちらの助成対象者でございますが、まず本市に住所を有している方と次の要件を満たす方ということで、満60歳以上の者で運転免許証を持っていない方を対象者とさせていただきます。また、福祉タクシーの助成券の交付を受けている方や医療機関等に入院されている方はこちらの対象とならないということとなっております。

交付枚数でございますが、タクシー利用助成券、1人当たり年間72枚を予定してございます。1月当たり6枚というふうなことでございます。相乗り券というのがございまして、利用助成券を交付されている方同士が乗りますと、その場合に相乗り券を利用できるということで、こちら年間5枚を予定してございます。

助成額でございますが、利用助成券、相乗り券ともに1枚につき500円でございます。助成対象者1人当たりで申し上げますと、年間最大3万8500円分の助成券を交付するような内容でございます。

助成券につきましては、汚したものを除き再発行はできないものということでございます。

申請から助成券の交付までの流れでございますが、まず、交付申請書を提出していただくことになります。書類だけではなくて、パソコン、スマートフォン等から専用フォームでの端末入力も可能とさせていただきますので、そちらからも申請を行うことができます。その後、助成券交付を決定をされますと、後日郵送をさせていただくような流れでございます。

続きまして、5ページの利用方法でございますが、1回の乗車につき、1人1枚タクシー利用助成券を利用することができます。

また、タクシー利用助成券と相乗り券につきましては、当該券に記載されている者以外は使用できないものとさせていただきます。

利用助成券と相乗り券で助成される金額はそれぞれ、先ほど申し上げましたけれども1枚500円ということでございます。

7の助成券を利用できるタクシー事業者でございますが、こちらにつきましては、今、協定を締結を進めているところでございまして、その協定を締結したタクシー事業者という形で進めさせていただきたいと思っております。

続きまして、不正利用への対応でございますが、例えば有効期限が過ぎての使用、また本人以外の使用など不正に助成券を使用した場合につきましては、交付決定を取り消しさせていただくこととなります。また、助成券の返還を命じることとなっております。

今後の予定でございますが、6月上旬に要綱公布いたしまして、こちらの周知を図ってまいりたいと考えてございます。7月上旬から9月中旬、先ほど申し上げましたように、助成券の公布の申請を受け付けをいたしてまいります。9月の下旬に、簡易書留等によりまして郵送させていただく予定でございまして、10月1日の交付開始、事業の開始に向けまして準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

説明につきましては以上でございます。

○川村成二委員長

以上で説明は終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。ご質問等はございませんか。

宮嶋委員。

○川村成二委員長

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

まず、千代田神立ラインなんです、この経路ですね。市ではウエルネスプラザというのを旧宍倉小学校を改築して進めていますよね。ここは公共交通が通っていないということもあって、何かこのバスが、経路が延びてそこまで行けば利便性も高まるし、新しい施設の利用者もふえるというふうに思われますが、その辺まで経路を延ばすというか、そういう可能性というのは今後どうでしょうか。

○川村成二委員長

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

こちらの経路につきましては、検討いたしました地域公共交通会議の中で決定されたものでございます。これから陸運局のほうに申請を行うわけでございますので、これからこの経路を変えるということができないものではないと考えてはおります。ですので、いずれにしましても経路を変更するに当たりましては、再び交通会議の中での決定が条件となってまいります。申請の期間とかそういうものも含めて、また、かなり期間的に10月1日からの運行に合わせるとちょっと厳しいというような部分もございますので、仮称ウエルネスプラザへの交通手段が現在ないというのは十分認識してございますので、その辺も含めまして今後、千代田神立ラインにこだわることなく、これらも含めてウエルネスプラザの供用開始までにちょっと検討をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○川村成二委員長

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

わかりました。

それから、タクシー利用助成券なんです、たしか私が3月の議会の一般質問でこの件に少し触れたときに、利用方法について、前公室長が、1回の利用は1枚と決まったわけではないと、場合によっては2枚、3枚を使うことも考えられるということをおっしゃっていたように覚えているんですね。同じ理解で、そういうこともあろうということで予算をとっているわけなんです、これを見ると、1回1枚限定ということになっていますよね。当時の答弁と違うような内容になっていますね。私は、乗り合いタクシーの件は別途としても利用助成のほうは、駅から遠い人はなかなか使いにくいんじゃないかと。福祉タクシーの助成にしても、駅の近くの人使っているけれども、遠くの人使っていないという実態がありますので、ですから遠い人が不利にならないようにしてもらいたいというふうに思っているんですね。そうした場合は、駅まで4,000円もかかる人が500円もらってもなかなか使いにくいと思いますので、せめて複数枚使えるようにするとか、そんな形で遠い人にも利用できるようにしてもらいたいと、そうすべきだと思うんです。その辺のことについて変えていく、修正していく可能性はないのかどうかお伺いします。

○川村成二委員長

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

現在、決定しておりますのは、1乗車1枚というふうなことで決定をしているところでございます。

10月1日からの運行開始につきましても、現在の形で進める予定となっているところではございます。10月1日から半年ということで、市のほうでは、その半年間、一応試行というような捉え方も一部しております。ですので、今後、使い方、実際に半年間お使いをいただきまして、いろいろな部分でご意見等をいただきながら、変えるべきところは変えることも念頭に入れまして、十分協議をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○川村成二委員長

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

3月の議会答弁との食い違いについては、どのようにご説明いただけますか。

○川村成二委員長

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

お時間いただいてよろしいですか。

○川村成二委員長

暫時休憩します。10分間の休憩とします。

休 憩 午後 2時36分

再 開 午後 2時44分

○川村成二委員長

それでは、再開いたします。

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

当時、3月の議事録を確認させていただきまして、後ほど、後日お答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

来栖委員。

○来栖丈治委員

1ページです。

土浦市とともにいわゆる運行し、バスネットワークの強化を図っていくというような表現がありますが、すけれども、待合室であるとかバス停であるとか、そのほかにも運行経費あるいは補助的な割合であるとかいろいろあるかと思うんですけれども、その辺、土浦市の呼応して出して、いわゆる負担する部分というのはどの程度あるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○川村成二委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

現在、土浦市との協議を進めてございまして、距離の割合で負担をしていただくようなことで考えているところでございます。

距離割でございますけれども。すみません。

○川村成二委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時46分

再 開 午後 2時48分

○川村成二委員長

再開いたします。

○川村成二委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

現在、2月にご説明させていただきました書類におきましては、運賃収入等から控除した額、総経費から運賃収入などを控除した額を路線の距離に応じて分担するというご説明をさせていただいております。ちょっと、これに付随する詳細な書類、今、手持ちでございませんので、後ほどお答えさせていただいて考えてございます。申しわけございません。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

来栖委員。

○来栖丈治委員

そのときの説明は、ちょっと、神立駅から神立病院までの部分が土浦市が負担してくれる部分になっているということを、そうはっきりした説明はなかったんですけども、そういうふう感じて、私、二度ぐらいちょっと質問させてもらったんですけども、土浦市域の距離は先ほど委員長もおっしゃっていたようにすごく長いんですが、いわゆるそうではない説明を二度されまして、いわゆる神立駅から神立病院までの区域がきつと土浦市も負担してくれる距離なんだというような意味なのかなと後で推察したわけですが、それで間違いはないんでしょうかね。

○川村成二委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

ちょっとパーセンテージは確認できないところがございますが、神立病院区間の土浦市内分につきまして負担いただくような内容でございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

来栖委員。

○来栖丈治委員

私、以前、かすみがうら広域バスのいわゆる運行等、距離割の補助金をもらうような仕事をさせてもらった経験があるんですが、何かその初動として土浦市との協議の仕方がもう少し上手にやっていたら、そこの神立駅から神立病院までの区間じゃなく協議が調うような可能性を感じて話しているわけなんです。初期の相談の経過などは、こちらからお願いするのに厳しかったものの、土浦市との協議、そういった相談はなかったのかどうか。いわゆるともに協力し合ってやっていこうというような相談にはならなかったのか、その辺を確認したいです。

○川村成二委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

計画上出たものにおきまして、当市の公共交通会議として持っていったものとしたしましては、JR神立駅から土浦協同病院へのアクセスという路線を計画促進していくというような計画を持っておりました。でありましたので、そちらにつきましては当市で負担をし、運行していくような内容で予定しているというふうに私のほうでは理解をしているところでございます。

また、循環バスにつきましては、土浦市の部分も先ほど通ることになってございましたけれども、当初の予定といたしましては、土浦市部分を通らない路線で考えていた内容の計画もあります。そういった計画ございましたので、神立駅から神立病院までの南側の区間の部分につきましては、新たに土浦市と協議をし、そちらについて路線に追加をしたものということのようでございますので、その部分の負担をいただくようなことで考えているということというふうに私のほうでは理解をしているところでございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

来栖委員。

○来栖丈治委員

今回のことはそういうふうな流れだということですが、今後、公共交通をいわゆる進めていくに当たって、やっぱり当該いわゆる1市だけで交通を考えるというのには無理があるんじゃないかなと私は考えているんです。近隣の、うちで言えば土浦市であるとか石岡市であるとかと連携をして、それぞれに理のある路線を考えていく、お互いに出し合って市民に有効な路線をつくっていくというようなことで、私は必要性を感じているものですから、今後の協議に当たっては、当初から慎重に進めていただければなというふうに思っております。要望です。

以上です。

○川村成二委員長

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

ご質問にもございましたように、公共交通を今後進めていくに当たりましては、かすみがうら市内でも、例えば大規模な医療施設とか、市内に存在しない施設が多々ありまして、市外へ頼らざるを得ないという状況にあることは十分認識しているところでございます。そのようなことも含めまして、今後検討するに当たりましては、近隣の土浦市、石岡市とも十分な協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

次に、(4) 企業立地可能性調査概要についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

それでは、こちらの平成 30 年度に実施をいたしました企業立地可能性調査委託でございますけれども、私からその概要につきましてご説明させていただきます。

まず、こちらの調査でございますけれども、企業立地につきましては、市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも、雇用の創出という観点から、主要なプロジェクトの一つとしてなっているものでございます。

市では、市内における産業用地の不足に対応していく、また新たな産業の導入、雇用の創出を目的といたしまして、企業立地の可能性が高いと見込まれる交通アクセスにすぐれた地域の集積地の開発を想定した上で、事業の実施の可否を判断するために必要な基礎的な情報の収集・分析を行うために今回の調査を行ったところでございます。

委託の事業者でございますが、一般財団法人日本立地センター、こちらは東京の事業者でございます。委託料といたしまして、342 万円という内容となっております。

調査の内容の詳細につきましては、地域未来投資推進課長よりご説明申し上げますので、ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○川村成二委員長

地域未来投資推進課長 稲生政次君。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

では、資料に基づきましてご説明をしたいと思います。

まず、1 ページのほうですけれども、ただいま市長公室長のほうから説明があった内容が書いてありますけれども、今回のこの調査の一つの留意点としましては、今回の調査はあくまで開発ありきの調査ではございませんで、開発の可能性を客観的なデータに基づき判断するための基礎資料として実施したものとしております。

また、周辺地域の産業用地価格等を比較しまして、本市の産業用地の真の競争力を客観的に把握すること、また市の財政負担を最小限とする方向で検討を行うというようなこととしております。

続きまして、2 ページをごらんいただきたいと思います。

今回行いました企業立地可能性調査委託の概要ですけれども、1 つ目としましては、市の概況・全国及び茨城県の企業立地動向をいろいろな諸般の情報に基づきまして整理を行っております。

続きまして、立地環境に関する評価と課題としまして、企業に対して実際にアンケート調査及びヒアリングを実施しまして、本市の工業用地のポテンシャルについての評価を行っております。

続きまして、(3) ですけれども、産業導入のための基本方向の整理を行っております。

4 番目としまして、産業団地開発計画の検討。本市におきまして、開発可能性のある適地を選定しまして、評価基準に基づきまして評価を行っております。

続きまして、3 ページをごらんいただきたいと思います。

まず、市の概況、全国及び茨城県の立地動向ですけれども、こちらのほうは、全国的にはリーマンショック後の不況を受けまして、2017 年につきましては 1,484 件の立地を行っておるということで、全体的には回復傾向にあります。また、国際化の企業競争力の激化におきまして、海外現地生産の拡大、国際分業の推進といった経済のグローバル規模の拡大等がある反面、金融緩和等の政策によりまして円安傾向、それに伴う原材料価格の上昇、さらには中国等での人件費高騰を受けまして、自動車、家電等の大手メーカーの一部ではありますけれども、国内回帰の動きも見られるというような状況で

す。

そうした中、過去10年間の工場立地動向調査におきましては、茨城県では立地件数524件、これは全国で第5位、立地面積1,113.2ヘクタールは1位となっております。

また、茨城県における域内企業、域外企業立地件数の構成比を見ますと、域内企業が43.8%、域外企業が56.2%となっております。これは全国平均を大きく上回っておりまして、茨城県の立地環境の県外企業に対する魅力度が高いというのがうかがえるというような状況です。

そして、現在の、今、まさに昨年度の状況なんですけれども、これは県の発表がありまして、市の概況、全国及び市の概況ですけれども、最新の情報が県から公表されておりまして、平成30年の通年で1月から12月までの工場立地動向調査によりますと、1位が工場立地面積147ヘクタールは茨城県で1位です。平成29年から比較しますと68.6%増で、また県外企業立地件数34件、前年度比13.3%増、これも全国1位です。工場立地件数、昨年につきましては全国3位、これは68件、前年度比としまして47.8%増というようなことで、昨年につきましては、先ほどこの資料により申しました状況よりさらに上回っているような傾向が見てとれると思います。

また、県開発公社等のヒアリングも実施しておりますが、土浦、かすみがうら近郊地域の工業用地の問い合わせも非常に多くなっているような状況をお聞きしております。

また、実際に本市の県外企業の立地案件ですけれども、ダイプラ株式会社が松戸のほうから研究企画本社の機能移転として立地をしております。クレハエクストロンにつきましては、東京都大田区からの本社機能移転の状況です。どちらも操業開始は本年10月からとなっておりますので、本市につきましても茨城県の状況と同様に立地の動向が非常に強くなっておるというような状況です。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思います。

立地環境に対する評価と課題ということで、企業ニーズの調査アンケートを実施しております。こちらのアンケートの実施ですけれども、アンケートの発送の総数は1,153社に発送しておりまして、県内がそのうち800社、市内事業所である企業が38社。カテゴリーとしましては、かすみがうら周辺や市外の各市町村、埼玉県内の本社企業、千葉県内、市内に事業所がある企業ということで行っております。

このアンケートの中では、回答数が113件で、回答率は全体で10%で、かすみがうら市内での立地可能性を有する企業につきましても構成比は28.6%で30件となっております。

また、市内企業、市外企業で区分しますと、市内企業における立地可能性を有する企業の構成比は23.3%市外企業では76.7%になっておりますから、今後の本市におけます事業者の立地は、ほか地域からの立地が見込まれるというような状況となっております。

回答率が10%ということで、低いというようなことも見てはとれるんですけれども、こちらを実施しました日本立地センターによりますと、この回答率10%というのは、かなり立地可能性が強い企業からの回答率ということですので、そうしたことを考えますと、かなり可能性が高いというように見込まれるというような判断となっております。

5ページをごらんいただきたいと思います。

立地可能性に関する評価と課題ですけれども、アンケート全体のこちらは集計の結果を上位3位まで行っております。今後想定される機能強化としましては、工場・生産の機能の向上というのが見込まれるということです。こちら1位から3位までありますが、ずっと右側の列の本市の立地環境に対する評価ということで、こちらは本市に特化した評価となっておりますが、やはり交通・輸送の環境面で高速道路のほうに近接しておりますので、そちらの利便性を挙げている企業が多いということで

まとめております。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと思います。

今回は産業導入のための方向の整理ですけれども、本市の産業展開の方向性としましては、1つ目としまして、立地定着促進戦略としまして産学官連携や異業種交流などを推進しまして、新規立地や既存立地企業の高度化や地場企業等の事業展開を支援し、従来の所得機会や雇用の確保を目指すというもので、対象業種としましては、食料品の製造、鉄鋼、金属、汎用機械、電気機械、その他製造業などを誘致するのが見込まれているような状況、一つの方向性が示されています。

また、ものづくり関連産業導入戦略ですけれども、こちらについては常磐自動車道のインターチェンジに隣接しております。また、国道6号、国道354号線を有します、すぐれた交通環境を生かしました物流業の立地を促進するというものです。対象業種としましては、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業などが見込まれるということです。

続きまして、地域資源活用戦略ですけれども、こちらについては本市の特徴であります農業や、それから豊富な観光資源を活用しました地域の農水産物を活用した製品づくりの促進を図るというようなものです。対象業種としましては、道路旅客運送業、卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業なども見込まれるということです。

続きまして、7ページをごらんいただきたいと思います。

産業団地開発計画の検討ですけれども、開発候補地の検討としまして、こちらの広域幹線道路であります常磐自動車道のインターチェンジ周辺、既存工業団地・集積地周辺を対象としまして、以下の12地区を抽出しております。

左側にあります図の番号なんですけれども、こちらは右のA B C Dの項目でもって評価をしまして、4段階評価で点数が高いものを、それぞれ総合計の順位をこちらの①から⑫までにランキングづけして箇所を示しております。

1番から3番まで参考に申しますと、①につきましては、向原西地区で向原工業団地西側の隣接地、②につきましては、西野寺地区で県道138号石岡つくば線バイパスと国道6号の交差点の南側です。新治小の近辺です。③につきましては市川地区で、常磐自動車道千代田石岡インター北側で、県道138号石岡つくば線バイパスとの間となっております。

続きまして、8ページをごらんいただきます。

産業団地開発計画の検討の中での事業手法ですけれども、まず想定される事業主体ですけれども、こちらについては、本市、民間企業、かすみがうら市と民間企業が役割を分担、進出企業ということです。そうした事業主体が想定される事業方式としましては、地区計画を活用した整備、または土地区画整理事業を活用した整備ということで考えております。

3の用地の確保ですけれども、こちらは全面買収か適宜買収するか、賃貸というようなことを考えます。

造成の方法につきましては、先行的に造成する方法と、事業主体が用地を買収しまして進出企業のニーズに応じた造成工事を行うオーダーメイド方式、または、そのハイブリッドのセミオーダーの方式ということになります。

続きまして、9ページをごらんいただきたいと思います。

まず、この事業の開発の方式ですけれども、地区計画を活用した整備の方法としましては、特定の地区につきまして、土地利用規制と公共施設整備、道路、公園などの整備につきましてをまちづくりを誘導する制度で、都市計画の決定手続は市が決定するというものです。

手順としましては、地区計画。土地の買収、農地転用。基本計画、基本設計、実施設計、造成工事。最後に企業誘致ということになります。

現在のところ、これは県開発公社と連携した事業を想定をしております、3につきましては開発公社、4については市と開発公社が連携して実施します。

2の土地買収、農地転用につきましては、進出企業が決定され次第、開発公社が市から買収し、開発公社が造成を進めて、企業へ売却するということになります。この場合ですと、市は用地を先行買収するということが必要となりまして、企業誘致が決定するまでは市が土地を所有するような方式になります。

続きまして、10ページをごらんいただきたいと思います。

土地区画整理事業を活用した整備ですけれども、都市計画区域内の土地について公共施設の整備改善及び住宅の利用の増進を図るため、土地区画整理法に基づいて行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設または変更に関する事業をいうものでございます。こちらについては、基本的に事業主体は用地を取得することなく、地権者の換地による減歩で生み出された保留地及び換地を受けた地権者の土地が用地として提供されます。ただし、区画整理事業においても土地の先買いを伴う例が多くありまして、特に工業系の開発を目的とします区画整理事業の場合には、小規模地権者の用地を先買いによって事業主体があらかじめまとめることが多いというものです。都市計画の決定は市が行います。

この場合に、手順としましては、基本計画の策定の業務が必要になりまして、地域の現況、それから土地・道路交通・造成計画の策定、地元への説明、進捗状況により測量の実施。続いて、土地区画整理事業の公募。事業期間は2年から3年。企業誘致については官民連携で実施。このうち1の基本計画策定業務は市が実施しまして、それに基づく公募を行って、事業者が主体となってこの土地区画整理事業を行うというようなものです。この場合は事業者が先行的に事業を主体的に進めるというようになっております。

それから、その次に続きます参考資料としましては、アンケート調査のサンプルとなっております。

今後、事業を具体的に進めるに当たりましては、農地転用の可否についての調査を行いまして進めると。また事業計画地域内に埋蔵文化財があるかどうかの判断、または土地買収の可能性を事前に調査するというような意味合いがありまして、地権者に対する土地買収の事前確認というようなことを進めるような内容となっております。

先ほど申しました①からの順番が優先順位で事業効果が高いということですので、当面は①のほうを優先的に、こちら、今申しましたような具体的な方向に移りたいと思います。本年度中には今回のこの可能性調査の結果に続いた事業の進行についての判断というのをつけていきたいと考えております。

説明は以上です。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。ご質問はございませんか。

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

要するに1から12の候補地について、この資料にあるような手法を用いて、今後、より具体的な可

能性を調査していくということで、その検討の順番として1番から始めるということでもいいでしょうか。

○川村成二委員長

地域未来投資推進課長 稲生政次君。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

お見込みのとおりでございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

来栖委員。

○来栖丈治委員

一番最後のところ、10ページ、土地区画整理事業の公募、事業期間二、三年というのは、一般的にこのぐらいの期間かかるということで理解してよろしいでしょうか。

○川村成二委員長

地域未来投資推進課長 稲生政次君。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

今、委員さんがおっしゃったようなお見込みのとおりです。事業のほうはトータルで5年ほどかかるということで今のところは考えております。1年目につきましては調査、設計等です。2年目につきましては基本設計を行って、3年目にかけて実施設計、それで3年目の途中から造成工事、そして企業立地に2年ぐらいかけるということで、トータルで5年ほどかかるようなことを見込んでおります。

○川村成二委員長

鈴木委員。

○鈴木良道委員

先ほどの説明の中で、この調査は開発ありきではないということですが、どういうことなんですか、これは。

○川村成二委員長

地域未来投資推進課長 稲生政次君。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

今回、調査した地域ですけれども、やはり、例えば農業振興地域であったりですか農地があったりですか、そういった地域も当然含まれております。そうした制約があつて、どうしても除外ができなかったりというような判断を今後してまいりますので、または土地が買収できないとか、そういったものもいろいろ地権者の意向を聞いて判断するところも出てくると思いますが、そうしたことを総合的に判断しますと、また今後、1、2、3で順番でやっていくことを考えておりますけれども、そういった懸念が出てきて事業を見送るというようなこともあるということです。

○川村成二委員長

鈴木委員。

○鈴木良道委員

これ、1番はどこでしたっけ。2番が野寺地区、3番が市川地区ですよね。そうすると、これ野寺地区というのはもう30年ぐらい前からやっているんですよ。これ地権者反対で、これ絶対できませんからね。背景申し上げますけれども、野寺地区ね。そうすると、市川地区では千代田石岡インターチ

エンジと距離が短い。だからちょっと無理じゃないかというような話を聞いたんですが、そういうことはどうなんですか、ちょっと。この野寺地区は幾ら順番にやったら無理ですからね。これ地権者が絶対反対しているんですから。

○川村成二委員長

地域未来投資推進課長 稲生政次君。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

ただいまご指摘いただきました点につきましても、検討事項として今後進めて。

○鈴木良道委員

いや、幾ら検討したってだめだよ。はっきり申し上げます。だってこれ、地権者優先でしょうよ。だって地権者がだめでは、絶対これは開発なんてできませんからね。だから、これ順番に幾らやっても、私は無理だと思いますよ。はっきり申し上げまして。これ無理だよ、絶対。

○川村成二委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時18分

再 開 午後 3時22分

○川村成二委員長

再開いたします。

地域未来投資推進課長 稲生政次君。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

ただいまご指摘いただきまして、ありがとうございます。

まず、西野寺地区ですけれども、こちらは新治小の廃校活用というのも市の大きな課題として考えておりますので、また、県道138号石岡つくば線バイパス等が、今、T字路の状態ですとまっておりますので、そうした道路の延伸とかも当然考えられますので、そうした開発の可能性も含めまして、こちらの西野寺地区のほうの産業用地の可能性について今後判断していきたいと思っております。

また、市川地区につきましても、ちょうどその県道138号石岡つくば線バイパスとの隣接ということになりますので、以前よりは開発というか土地利用についての魅力度は向上されておりますので、そうした状況も踏まえて、またそういった地権者の方の意向的なども一つ一つ確認しながら可能性を探っていききたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、ご質問もないようですので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時23分

再 開 午後 3時24分

○川村成二委員長

再開いたします。

先ほどの（３）番、千代田神立ラインとタクシー利用料金助成事業に係る今後のスケジュールについて、追加の補足説明を求めます。

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

先ほどは大変失礼いたしました。

千代田神立ラインにおけます土浦市と当市の負担割合のご質問につきまして、お答えさせていただきます。

以前、公室長がお答えしたときには、総距離が 13.3 km の走行距離でございましたけれども、現在バス停等の位置が変更となった関係で、13.5 km の総走行距離となっております。その関係で、ちょっと若干パーセンテージが変わってございますけれども、当時は 15.8% 土浦市から負担いただくというようなお答えであったかと存じますが、現在計算し直しますと、15.5% 程度の負担をいただくような内容で土浦市と協議を進める内容でございます。15.5% ということでご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○川村成二委員長

次に、議題（５）消費税率の改定に伴う公共施設使用料の対応についてを議題といたします。

説明を求めます。

参事 木村俊夫君。

○参事（木村俊夫君）

本日、大変お忙しいところ、このような機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、早速でございますけれども、行革・FM 推進室より、消費税率の改定に伴う公共施設使用料の対応につきましてご説明をさせていただきます。

消費税法の改正によりまして、本年 10 月から消費税率が 10% に引き上げられる予定であるとされておりまして、この税の趣旨を踏まえまして、公共施設の使用料に消費税率の改定分を転嫁するために、本年第 2 回の定例会に施設使用料の改正に関する条例案の提案を予定させていただいております。今回の改正で、主に施設の 1 人当たりの使用料や入館料の改正を行うこととなりますけれども、前回の消費税改正の際と同じような方法によりまして改定額を算定してございます。具体的な改正の内容、こういったものにつきましては、お手元に提出しております使用料に基づきまして、豊崎企画監のほうからご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○川村成二委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

それでは、提出しております資料に沿って説明をいたします。

まず、1 といたしまして、要旨を記載してございます。消費税の増税への施設使用料の対応といたしまして、ただいま木村参事からありましたように、消費税の転嫁を目的として今回の改正を行うものでございます。このことにつきましては、国、総務省や茨城県からも、適正な転嫁のための措置を講じるよう市に対しても通知がされているものでございます。

次に、2 としまして、今回の改正内容についてでございます。

(1) から (3) ということで、施設の使用料の種類としまして、会議室や体育館、グラウンド等の貸し切り使用料、それから庁舎等の建物を貸し付ける場合の使用料、そして観光施設などの1人当たりの入館料といった分け方ができます。今回の消費税の増税分の対応に当たりまして、これらそれぞれについて改正の検討を行いました。

このうち(1)の貸し切り使用料につきましては、平成29年4月から全面的な見直しを行っておりまして、当時の算出根拠といたしまして、1時間1平米当たりの税込み単価を算出しまして施設の面積に応じた額を算出し、さらに施設間の調整や激変緩和などの措置を講じております。今回、これと同じ根拠により消費税10%の1時間1平米当たりの単価を算出し、計算を行った結果、端数処理などの都合上、現行の使用料と同額となるため、今回の改正は生じない結果となっております。

次に、改正を行うものとしましては、(2)と(3)の使用料でございます。

まず、(2)の庁舎等の建物使用料につきましては、例えば自動販売機の設置など、庁舎や建物の使用を許可し貸し付ける場合の使用料の算定方法を規定しているものでございますが、その計算過程において消費税相当分を乗じる部分の率を100分の8から100分の10に改めるものでございます。

次に、(3)につきましては、主に観光施設や博物館、そういったところの入館料などの改正に関するものでございます。こうした使用料につきましては、平成26年4月に消費税率が5%から8%になった際にも改正を行っておりまして、その際に用いた原価に対して10%を転嫁する方法で再計算を行い、今回の改正額を設定してございます。

次のページから、対象施設における現行使用料と改正後の額を比較できるようまとめてございます。福祉館、あじさい館でございます。それから下のほうにいきまして、農村環境改善センター。次のページにまいりまして、水族館、富士見塚古墳公園、旧地区公民館施設、こちら貸し切りの使用料でございます。次のページにまいりまして、歴史博物館、B&G海洋センターのプールの使用料ということで、新旧をまとめてございます。例えば一番最後のプールの使用料に関して申し上げますと、こちらはオープン当初から大人100円ということで設定されてきておりましたが、これまでの消費税3%、5%、8%では端数が10円未満ということで切り捨ててまいりましたが、今回は110円とする改正となっております。

1つ戻りまして、3ページのほうの水族館入館料につきましては、施設所管課によりまして、前回の消費税改正の際の対応が漏れていたとこのことでございます。そのため、一般個人の今回の改正が入館料は310円から330円ということになりまして、改定の幅が若干異なるような内容となっております。

そのほかの施設につきましては、資料のほうでご確認いただければと思います。

この説明の内容につきましては、来週予定されております全員協議会におきまして、議案の説明の中で概要を説明させていただく予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いいたします。

次に、(6) 風水害に係る避難発令基準等の見直しについてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

よろしくお願いいたします。

このほど国のガイドラインが改定をされまして、風水害に係る避難発令基準等の見直しが図られております。この出水期から適用をしていくという方針でございますので、前もってご説明を申し上げたいと思います。

詳細は危機管理担当の総務課長のほうからご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○川村成二委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

総務課の坂本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

風水害に係る避難発令基準等の見直しについてご説明をさせていただきます。

昨年、平成30年7月豪雨などによる河川の氾濫や土砂災害が相次いだことによりまして、国において、洪水や土砂災害時に市町村が出す避難情報などを警戒レベルに応じて5段階に分け、住民の皆様にはわかりやすく発信することを盛り込んだ避難勧告等に関するガイドラインの改定版が平成31年3月28日に公表されました。これに伴いまして、今後の市の対応について報告させていただくものでございます。

まず、1のガイドラインが改定となった背景となります1の中央防災会議のワーキンググループの検討結果でございます。

1点目の避難に対する基本姿勢として、現状では突発的に発生する激甚災害への行政主導のハード面、そしてソフト対策には限界があるため、目指す社会といたしまして、住民は、みずからの命はみずからが守るという意識を持つことが必要であるということ、そして行政側は、住民が適切な避難行動がとれるよう全力で支援するということが挙げられてございます。

また、2点目の平成30年7月の豪雨の教訓としては、避難勧告や避難指示等の危険度の高さの認知が低く、発信される情報が多様、難解であるため、住民が活用できないということから、平時における災害リスク及びとるべき避難行動等の周知に加えまして、災害のおそれの高まりに応じ、住民の避難行動等を支援する防災情報の発信が必要であるということで検討結果がまとめられてございます。

この検討結果を受け、2の避難勧告等に関するガイドラインが改定されたものでございます。豪雨災害などの危険をわかりやすく伝えるために、国において、特別警報や避難勧告などの防災情報を5段階の警戒レベルで整理することを決定し、運用は6月ごろの出水期から実施することとされてございます。

次、別紙に避難発令基準等の現行と警戒レベル導入後の比較を示させていただきましたので、ごらんください。

これまでは、左側に示すように、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、そして避難指示、緊急の避難発令の基準となっておりましたが、右側に記載がございますように、今回改定となった警戒レベル導入後を見てくださいと、災害時に住民がとるべき行動を5段階に区分してございます。

まず、気象庁が注意報などを出している警戒レベル1から2についてでございますが、住民が最新

の気象情報に注意したり、避難場所や経路を確認したりする段階と位置づけられています。

そして、警戒レベル3から5は、実際に避難行動をとる段階となります。避難準備・高齢者等避難開始は警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始として発令しまして、避難に時間を要する高齢者等の避難を求めるものでございます。

次に、避難勧告は警戒レベル4、避難勧告として発令しまして、全員に安全な場所への避難を促すこととなります。さらに、避難指示（緊急）は、災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、緊急的または重ねて避難を促す場合などにも警戒レベル4、避難指示（緊急）として発令し、全員に避難を促します。

最後に、既に災害が発生している状況としまして、警戒レベル5、災害発生情報を発令し、命を守る最善の行動をとるよう訴えるというものになっております。

以上が今回ガイドラインの見直しでありまして、警戒レベルに応じて5段階に分けた避難発令基準となっております。

こちらの前のページになりますが、最後に、3の市の今後の対応でございます。

避難勧告等に関するガイドライン改定に伴う避難発令基準等の見直しにつきましては、先行して市民への周知を実施させていただきまして、広報紙、6月の上期号や市ホームページ等を使って啓発を図ってまいりたいと考えてございます。

また、関連のある地域防災計画への反映につきましては、夏以降に予定されております県地域防災計画の改定後に市の地域防災計画の変更を行ってまいりたいと考えているところでございます。

報告については以上となります。よろしくお願ひいたします。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等はございませんか。よろしいですか。

<委員長交代>

○宮嶋 謙副委員長

では、委員長かわります。

川村委員。

○川村成二委員

すみません。市の今後の対応で、市民への周知を広報紙の6月上旬号でということですが、上期号というのはお知らせ版ということですか。となると文章で終わってしまって、こういった大事なことを市民がそのまま書類で残すということにはならないと思うんですね。その防災の意識を持たせるために保存版の通知をすとか、何かそういった考えはないんでしょうか。もう何かたたき台ができているようですけども。

○宮嶋 謙副委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

まず、6月の上期で、先ほどご説明させていただいた内容などを主な内容として、一応この伝え方が変わりますということでお知らせはさせていただく予定です。現在、まだ最終版ではないんですが、こういった形でレベルの段階ごとの対応や、そういった警戒レベルの情報の発信が変更になったというようなことのお知らせさせていただく予定となっております。その後、6月の下期においても防災

関係の記事を予定しているものがございまして、その部分でもあわせて周知をさせていただくようには考えておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○宮嶋 謙副委員長

川村委員。

○川村成二委員

今回、5段階に変わったわけですがけれども、市民に対する周知という点では警戒レベル3からしかないわけですね。警戒レベル1、2は市民みずからが認識することになるわけですがけれども、この辺が市民にとってはなかなか理解されないのではないのかなと思うんですが。この警戒レベル1、2で、市からは何か情報を提供するか動きがあるんでしょうか。

○宮嶋 謙副委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

現時点では市町村からの発令ということではなくて、気象庁や国土交通省なりからの発令に対して行動を確認していただくような考えではございますが、こういうことも一回では周知ができないと思いますので、なるべく広報の機会等を多くしながら対応させていただければと考えております。

○宮嶋 謙副委員長

川村委員。

○川村成二委員

直近、各家庭に防災のガイドブックですか。

[「防災マップ」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員

防災マップというB4サイズという非常に管理のしづらいサイズで配られております。逆に、そこら辺にこの関係の情報はうまく挟み込んで管理するなり。今は防災にかかわる資料との関連性というか、連携を持たせるということでの対応は何か考えていますか。

○宮嶋 謙副委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

防災マップにつきましては、3月に校正が製品ができて、4月の下期の各戸配布で配布をさせていただきました。その内容の作成の段階では、新たな基準が国から明確に示されているような状況ではなかったものですから、これまでの基準で作成をいたしております。そういったこともございますので、現時点ではいつどのようには考えてはございませんが、今後、ただいま委員長からもご意見いただきましたので、訂正の作業なりを検討させていただければというように考えております。

○川村成二委員

よろしくお願いいたします。

○宮嶋 謙副委員長

委員長を交代します。

<委員長交代>

○川村成二委員長

委員長職に戻ります。

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質問等がないようですので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時46分

再 開 午後 3時47分

○川村成二委員長

再開いたします。

次に、(7)平成30年災害概況についてを議題といたします。

説明を求めます。

消防長 雨貝 忠君。

○消防長(雨貝 忠君)

それでは、早速、平成30年災害概況説明を通しまして、火災救急の現状やドクターヘリ、ドクターカーの運用、さらにはPA連携の対応など、限られた時間ではありますけれども、消防業務に少しでもご理解を深めていただければと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

また、5月15日に出火をいたしました常総市の金属リサイクル施設の火災につきましては、2日後の17日から茨城県広域消防相互応援協定を発動いたしまして、県内24消防本部が交代で夜通しの消火作業に従事をして、当消防本部も三度出動をし、延べ3日間活動をいたしました。5月20日には火災の勢いも弱まりまして、翌21日午後には広域応援隊が解散となり、今後は地元消防のほうで消火の対応をしている状況でございます。

それでは、概況の説明につきましては、警防課課長補佐の島田からご説明を申し上げます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○川村成二委員長

警防課長補佐 島田 繁君。

○警防課長補佐(島田 繁君)

消防本部警防課、島田 繁と申します。よろしく申し上げます。

平成30年災害概況についてご説明いたします。

統計は暦年で、1月から12月の集計となっております。

1ページをごらんください。

まず最初に、1の火災についてご説明いたします。

火災とは、人の意に反して発生し、もしくは拡大し、または放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設またはこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、または人の意図に反して発生し、もしくは拡大した爆発現象をいいます。

過去3年間の火災発生件数は下記のグラフのとおりとなっております。

火災件数ですが、平成30年中、出火件数は22件で、前年に比較して6件の増加でした。令和元年は、本日までに、これちょっと訂正があります、10件と記載がありますが、11件の火災が発生しております。

(1)アの火災種別ですけれども、火災種別ごとの件数は、建物火災が最も多く14件と高い比率を

占めています。次いで、その他の火災、枯れ草、ごみ、衣服等が5件、林野火災2件、車両火災1件となっております。令和元年、本日まで11件の火災種別ですけれども、建物火災が9件、林野火災が1件、その他の火災1件となっております。

(1) イの火災の季節的な発生状況ですが、1月から3月に4件、4月から6月に7件、7月から9月に3件、10月から12月に8件となっております。火災発生は火気使用頻度の多い冬から春先にかけて多く、高温、多湿の夏季は火災が少ないのが例年の状況となっております。

2ページをごらんください。

(1) のウの火災原因ですが、平成30年全国の総出火件数は3万7,900件で、原因が判定できている火災原因は、たばこ8.9%、たき火8.1%、こんろ7.5%、放火7.2%、放火の疑い5.2%の順になっています。

かすみがうら市での建物火災14件中の原因ですが、不明が7件、ストーブ3件、たばこ2件、放火・放火疑いが2件となっております。

続きまして、2の救急に関しましてご説明いたします。

救急業務は、昭和38年に市町村の消防機関の事務として法制化され、平成3年8月には、プレホスピタル・ケア充実のため、救急隊員の行う救急処置の範囲が拡大されるとともに、高度な応急処置を行う救急救命士の制度が設けられました。

平成15年4月から救急救命士が行う処置は順次、拡大され、救命率の向上を目指した救急業務の高度化が推進されています。

(1) の救急出場件数ですが、過去3年間におけるかすみがうら市内の救急出場件数の推移はグラフのとおりとなっております。年々増加している状況となっております。

平成30年における市内の救急業務実施状況ですが、救急出場件数は前年より93件増加し1,927件、搬送人員は前年より89人増加し1,826人であり、ともに過去最高となっております。1日平均5.2件の割合で救急隊が出場し、市民の約23人に1人が搬送されたこととなっております。

増加の理由としましては、高齢の傷病者の増加、前年より126人の増加、熱中症傷病者の増加、前年より24人の増加、緊急性が低いと思われる傷病者の増加などが考えられます。

また、平成31年4月末までの救急出場件数は616件で、前年度同時期と比べますと64件少なくなっております。

3ページをごらんください。

(2) の事故種別出場件数を見ますと、円グラフのとおりとなっており、急病が約7割を占めており、次いで一般負傷、交通事故となっております。

(3) の傷病者を搬送した医療機関ですが、6ページをごらんください。

土浦協同病院が1,115人と最も多く61%を占めており、次いで神立病院が14%となっております。市町村別医療機関搬送状況につきましては、土浦市内の医療機関が82%とほとんどを占めている状況です。

3ページにお戻りください。

(4) ドクターカー、ドクターヘリの運用状況についてご説明いたします。

ドクターカー、ドクターヘリ要請については、救急現場において、以下の条項が認められているとき、または疑われるときに要請することができます。

要請方法は、いばらき消防指令センターで救急入電時に災害の内容を確認し要請するか、救急隊の判断で要請をしています。生命の危機が切迫しているか、その可能性があるとき、重症患者であって

搬送に長時間を要することが予想されるとき、特殊救急患者、重傷熱傷、多発外傷、四肢切断等で搬送時間の短縮を特に図るとき、救急現場で緊急診断処置に医師を必要とするときとなります。

また、土浦協同病院のドクターカーのみとなりますが、多数傷病者発生の場合や周産期病院外分娩の要請も可能となっております。

ドクターカーのかすみがうら市への出場件数ですが、土浦協同病院ドクターカーが平成28年は11件、平成29年に31件、平成30年に41件の出場がありました。

出場件数の増加ですが、いばらき消防指令センターが平成28年に開設されてから、かすみがうら市の場合は、第1要請がドクターカー、第2要請がドクターヘリとなったことにより増加しています。

ドクターヘリの出場件数は、平成29年に6件、平成30年に12件の出場がありました。ドクターヘリの基地、医療機関は茨城県にあり、水戸医療センターと水戸市の水戸済生会病院の2つの病院で運行しています。茨城県総出場件数は、平成29年に728件、平成30年に694件となっております。

なお、本年7月から、ドクターヘリ出場中に重複要請があった場合、防災ヘリが医療スタッフを搭乗させ補完的運用をする予定となっております。現在、訓練や説明会が開かれ、準備が進められています。

続きまして、救助活動についてご説明いたします。

救助隊の装備は、救助事象の複雑、多様化に伴い、より高度かつ専門的な機能、性能を有するものが必要とされるようになってきています。救助隊は、これらを専用の救助工作車に積載し、救助活動を実施しております。

4ページをごらんください。

平成30年の救助活動状況ですが、出場件数は28件でした。災害事故種別をしてみると、交通事故が16件、水難事故が1件、建物等による事故3件、その他の事故8件となっております。

4、その他の出場、P A連携についてご説明いたします。

P A連携とは、救急現場にポンプ車、Pumper と、救急車、Ambulance が同時に出場するものであり、双方の頭文字からP Aと名前をつけたものです。

早期にポンプ小隊が救急現場に先着し、ポンプ小隊と救急小隊が連携して傷病者の救出、救護処置を迅速かつ確実に行う行動をより充実させ、心肺機能が停止した傷病者に対して多くの救急資器材を必要とする高度な救命処置を行う場合や、階段、通路などが狭いために傷病者の搬送が難しい場合など、救急隊員のみでは対応が困難な事態に備えるため、要請の内容から必要と認められる場合には、救急車に加えてポンプ車などの消防車を同時に出場させ、救急隊と消防隊が連携して救急活動を行うものです。

同時出場する消防隊には、救急処置に必要なA E D等が積載されており、また、救急救命士が1名以上乗車することから、消防隊による救護処置はもちろんのこと、心肺停止状態の傷病者に対する救命処置も可能です。

こうした消防隊の救護能力を活かした連携活動により、今後は傷病者の救出・救護措置がこれまで以上に素早く、確実に行われることとなります。

さらに、この方式を導入することにより、例えば近くにある消防署の救急車が出場してしまった場合でも、隣接する消防署の救急車が到着するまでの間に、消防隊が先に到着して心肺蘇生処置等を行うことができるため、到着時間の短縮や救命率のアップなど、市民生活の安全と市民サービスの向上を図ることができます。

5ページをごらんください。

P A連携の出場件数ですが、グラフのとおりとなっております。P A連携の出場件数は救急出場の増加

に伴い、平成 30 年中に 497 件で、前年中に比べ 23 件増加しております。救急車を呼んだのに消防車が来たというようにとられることもあるかもしれませんが、一人でも多くの人命を救うことを目的に実施しております。

市民の皆様と安全安心な生活を守るため、全職員一丸となって取り組むとともに、一層信頼されるかすみがうら消防本部とするため全力を投入してまいりますので、ご支援とご協力をお願い申し上げます。

以上で平成 30 年災害概況の説明を終わります。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
来栖委員。

○来栖丈治委員

昨年、うちの父もお世話になり、救急、ありがとうございました。

先ほど説明の中で、緊急性の低い救急隊の出場というか、私も役所で仕事していたときに、やはり高齢者なり、くせというか、すぐ救急車を呼ぶというようなことが結構あるというふうには認識をしておるわけなんですけど、ここ数年の動きとして、そういういわゆる救急車じゃないようなものであっても救急車を呼ぶような動きというのは増加の傾向にあるのかどうなのか、その辺を確認させていただきたいと思います。

○川村成二委員長

警防課長補佐 島田 繁君。

○警防課長補佐（島田 繁君）

今、ご質問にあった軽症患者さんですね。これは通報時にはやはりわかりませんので、必ず現場に向かうようにしています。軽症患者さんは、私たちが病院に搬送しまして最初に見ていただきました病院の先生の判断で軽症ということと言われるんですけども、平成 29 年と比べますと、平成 30 年が軽症という判断にされたものが 101 名増加ということです。ですから、これを搬送してみて医師の診断により軽症ということになりますので、やはり要請された場合は何が隠れているかわかりませんので、命にかかわることも隠れていますので、全力で、軽症とはこちらでは思わずに対応させていただいてございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

よろしいですか。

<委員長交代>

○宮嶋 謙副委員長

では、委員長かわります。

川村委員。

○川村成二委員

報告ありがとうございます。

平成 30 年を見てもみますと、やはり平成 29 年よりも出動回数が全体的にふえていますよね。そういうことからすると、署員に対する負荷の割合ということで見たとときに、1 人当たりの単純な見方をさせて申しわけないんですけども、1 人当たりの出動回数ということからして負担はふえているので

しょうか。それとも、消防署員の人数がしっかり確保できているので、負担としては平準化されているのか。そういった署員に対する負担の割合という見方をした場合に、やはり負担はふえてきていると見ていいんでしょうか。

○宮嶋 謙副委員長

消防長 雨貝 忠君。

○消防長（雨貝 忠君）

現状のその件数ですと、1日平均約5.2件の計算になります。今、西消防署と東消防署の2署のほうで基本的には救急隊の運営をしておりますので、職員についてはそれほど負担は現状は感じないということで考えております。

○宮嶋 謙副委員長

川村委員。

○川村成二委員

今、世の中、働き方改革ということで、過労死にならないように残業規制も含めて職場の働き方をみんなでチェックしましょうという動きがあるんですけども、消防署については特に緊急の出動性等がありますので、事前に準備をしなければいけない、あと体力もつけなければいけないという面で、その環境をしっかり整えなければいけないと思うんですけども、そういった観点からした場合、かすみがうら市の消防署の署員に対する健康管理という面では、十分対応はとられているんでしょうか。

○宮嶋 謙副委員長

消防長 雨貝 忠君。

○消防長（雨貝 忠君）

救急に関しましては、いろんな感染症ですとか、そういうものに対しても予防接種を全職員に対応してやっております。体力に関しても、日々の訓練を通して十分な体力をつけているような状況です。

また、救急、先ほど5件と言いましたが、毎当務、毎当務、その当務に入った中で同じ隊員が救急車だけを乗っているわけではなくて、必ず交替でやるように、先ほど川村委員おっしゃいましたとおり、なるべく一人の隊員に負担がかかるようなことのないように、平準化をしてできるような形で警防隊のほうを考えてございます。

○宮嶋 謙副委員長

川村委員。

○川村成二委員

あと、職場の環境という面で見たとときに、やはり消防署員にとっては、その休憩場所がちゃんと確保されていて、休憩して体力が温存できる環境づくりが必要だと思うんですけども、そういったことからしたときに、西消防署、東消防署、その環境面で見たとときに、まだまだ整備が不十分なのか、今で十分なのか。要は補正が必要、改善が必要であれば、やはりしっかり補正を提案して、環境の改善はしていくべきだと思うんですけども、そういった面で見たとときに、職場環境という面ではどのように感じていますか。

○宮嶋 謙副委員長

消防長 雨貝 忠君。

○消防長（雨貝 忠君）

消防本部、西署、また東消防署につきましても、建築して40年を経過している建物でございますので、建物の機能面、訓練施設等も含めましてかなり古い状況でございますので、隊員がリラックスで

きるような環境を今後とも整える必要があるということは十分承知をしております。

○川村成二委員

ぜひ提案を。

○消防長（雨貝 忠君）

はい。よろしくお願ひします。

○宮嶋 謙副委員長

では、委員長をかかります。

<委員長交代>

○川村成二委員長

委員長職に戻ります。

そのほかございますか。

櫻井委員。

○櫻井健一委員

ちょっとつまらないことかもしれないんですけども、ドクターカーを出動するときに、病院以外で産気づいたときということでは例が挙げられましたが、大体、家にいるときに産気づいちゃって、急いで病院に来てくださいというふうのうちの家内は言われていたんですけども、どの段階でこの救急車を呼んだほうがいいのかなという判断をするべきなんではないでしょうか。何かほかの人が急にそういうときに出くわしたときに、どうやって救急車を呼んでいいものかどう迷うと思うんですけども。何か例があるのか。

○川村成二委員長

警防課長補佐 島田 繁君。

○警防課長補佐（島田 繁君）

こちらは周産期病院外分娩時も要請可能ということなんですけれども、やはりドクターカーが来ていただけるのは、病院のスタッフが確保できて、あと時間がその時間内、8時半から17時15分だけなんです、ドクターカーが運用できるのは。しかも平日なので、やはり24時間365日できませんので、もし産気づいたとかということであれば、その時点で早目に行動していただいたほうがいいのかと思います。あと、なぜかといいますと、初産の場合には産気づいておなかが痛くなってしばらく時間があるかと思うんですけども、経産婦の場合にはすぐに出産してしまうという可能性もありますので、もう迷った時点でもう要請していただいたほうが安全かなと思います。あとは、胎児の頭が見えるようになったらもう分娩準備というように考えますので、じゃ、その前に早目に呼んでいただいたほうがいいのかなと思います。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ありがとうございました。

これで執行部の皆様には退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時10分

再 開 午後 4時12分

○川村成二委員長

会議を再開いたします

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。その他委員の皆様から何かございますか。

それでは、私のほうから、総務委員会の視察研修の件につきまして、皆様のご意見をお伺いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、令和元年度総務委員会視察研修についてを議題といたします。

視察研修の候補地及び日程につきまして、ご意見、ご要望等ございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

来栖委員。

○来栖丈治委員

私、ことしから総務委員会になったものですから、これまでの経過で、調査するような前の調査市町村であるとか調査内容であるとか、そういった順番というか、何というんでしょう、こういうところは行ったとかなんとかということがわかると、提案しやすいかなとは思いますが。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

総合窓口や、あるいは電子自治体等の先進地を視察させていただいて、今後の行政の効率化と市民サービスの向上に対する施策研究ができたかなと思います。

○川村成二委員長

総合窓口の電子自治体。

○宮嶋 謙委員

はい。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

来栖委員から、過去の事例、視察先という話もございましたけれども、実際、総務委員会で視察研修が始まったのは、いや復活したのが前回からですね。

[「前々回だよ」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

前々回。だから、そんなに多くないですよ。ですので、同じところにまた行っても構わないですし、同じ地域であっても構わないと思うんですよ。ですので、余り過去にこだわらないで、時代はどんどん変わっていますので、自分でこういうところはどうかということがあれば、逆に提案していただくのがいいのかなと。またメンバーも違えば見方も違ってきますので、その辺は過去にこだわらないで私はいいのかなという気がするんですが、皆さんいかがですか。

○鈴木良道委員

ただ問題は、1泊か日帰りですよ。1泊か日帰り。だから、なかなかこの1泊でというのはなかなか難しい人もいると思うですよ、いろんな関係で。だから、そのへんが問題なんじゃないですか。

○川村成二委員長

1泊で行くことで予算をとっておりますので、1泊で行くことでよろしいですか。日帰りにあっては、費用の問題もありますけれども、追加で行うことも可能ですので。基本は1泊で行くということで考えています。1泊で大丈夫ですか。

○鈴木良道委員

大丈夫でしょう。

○川村成二委員長

それでは、急な提案だったので、皆様、ちょっと検討していただく時間も必要だと思いますので、視察研修に関する提案につきましては、次回、全員協議会が5月28日にございますので、その時までに澤田係長のほうへ連絡を入れていただければいいのかなと思います。

流れとしましては、5月28日までに意見をとりまとめて、第2回定例会の総務委員会を開いたときに、そこで方向性を一回決めたいなというふうに考えておりますけれども、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ですので、時期的にはもう早い段階、6月末か7月で決めていかないと、相手もありますので調整をしていきたいと思えます。事務局、大丈夫。

議会事務局 澤田幸一君。

○議会事務局（澤田幸一君）

今、委員長おっしゃったように、相手先のほうでもその案件につきましては了解をいただかないところもありますので、教案いただきまして、その内容について相手方とお話させていただいた上で決めていければと思います。

○鈴木良道委員

そうだね、相手先もあるんだものね。だめだと言えば、だめだものね。

○川村成二委員長

それでは、視察研修につきましては、以上のおりとさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

ここでお諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任させていただきたいと存じますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認め、さよう決しました。

以上で本日の総務委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時18分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

総務委員会委員長 川 村 成 二